

産科超音波検査における説明と同意 ～千葉市立青葉病院の取材から～

2021年1月15日 NIPT等の出生前検査に関する専門委員会追加資料

出産ジャーナリスト
河合 蘭

千葉市立青葉病院産婦人科の「説明と同意」推移

- 英国FMF(The Fetal Medicine Foundation)で胎児超音波検査の専門的な訓練を受けた林伸彦医師の入職
- 通常超音波検査で告知を迷う胎児異常が相次いで偶発的に見付き、告知の在り方についてカンファレンスが重ねられた。
- 倫理委員会承認のもと、2020(令和2)年より説明資料を作成し、妊婦全員に超音波検査についての「事前説明と同意」を開始。詳しい検査を希望する妊婦に対する初期・中期胎児精密超音波検査・初期血清マーカー検査(コンバインドテスト)の試験的实施。説明や検査を受けた妊婦を対象としたアンケート調査実施。
- 2021(令和3)年1月、胎児精密超音波検査の外来の正式スタート

各種超音波検査 説明書・同意書

産婦人科

2020年 前期
(1月～6月)

当院の産科超音波検査について



精密検査を受けるかどうかを考えるために

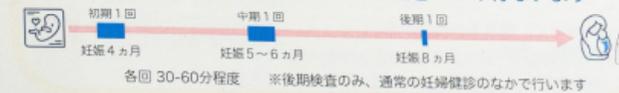
このリーフレットは、青葉病院における妊婦健診で行なう超音波検査に関する情報を提供するものです。妊婦さんご本人やパートナー、ご家族の不安や疑問を軽減し、正しい理解のもとで検査を受ける（あるいは受けない）ことを決めていただくことを目的に作成しました。

妊娠中の超音波検査には、
「通常超音波検査」と「精密超音波検査」があります。

通常超音波検査：妊婦健診のなかで、全妊婦さんに行ないます



精密超音波検査：妊婦健診に加えて希望者にのみ行ないます



私はどうしてこのリーフレットを渡されたの？

このリーフレットは、年齢や生活環境などにかかわらず、妊婦さん全員にお渡ししています。わたしたちは、決して出生前検査を勧めているわけではありません。わたしたちは「知らない権利」を大事にしており、希望がない限り、むやみに生まれつきの病気を見つけることはしないようにしています。個々のご家族が、生まれるまえにご自分で知りたいか、あるいは知りたくないかを事前に確認しておくことで、適切な時期に適切な情報をお伝えする目的で、このリーフレットをお渡ししています。

ご不明点は、いつでも産婦人科スタッフにお尋ねください。

説明書の内容

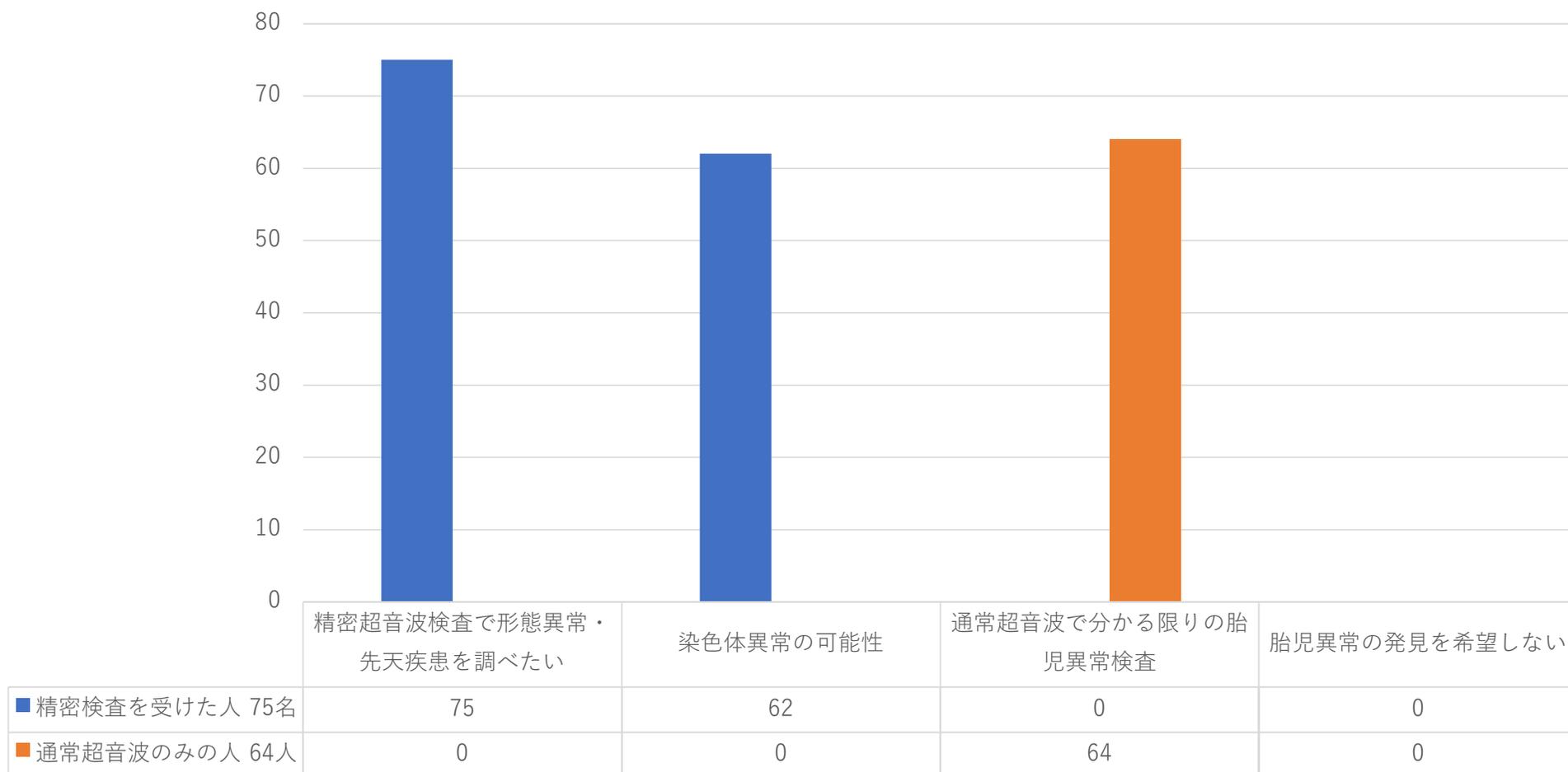
- 説明のタイミングは胎児心拍が確認された時。
- 全員に渡していることを明示。
- 「知る権利」も「知らない権利」も守るという方針を明示。
- 胎児期に診断されることの「医学的意義」を伝えている。
- 検査の流れ
- 検査の限界
- 他施設(大学病院、子ども病院、NIPT認可施設)との連携
- 胎児異常が見つかった場合の精神的サポート(院内のリエゾン看護師や助産師、同じ経験をしたご家族のピアサポート、患者家族会との連携)



妊婦は次回の健診でどこまで検査したいか、知りたいかを回答する

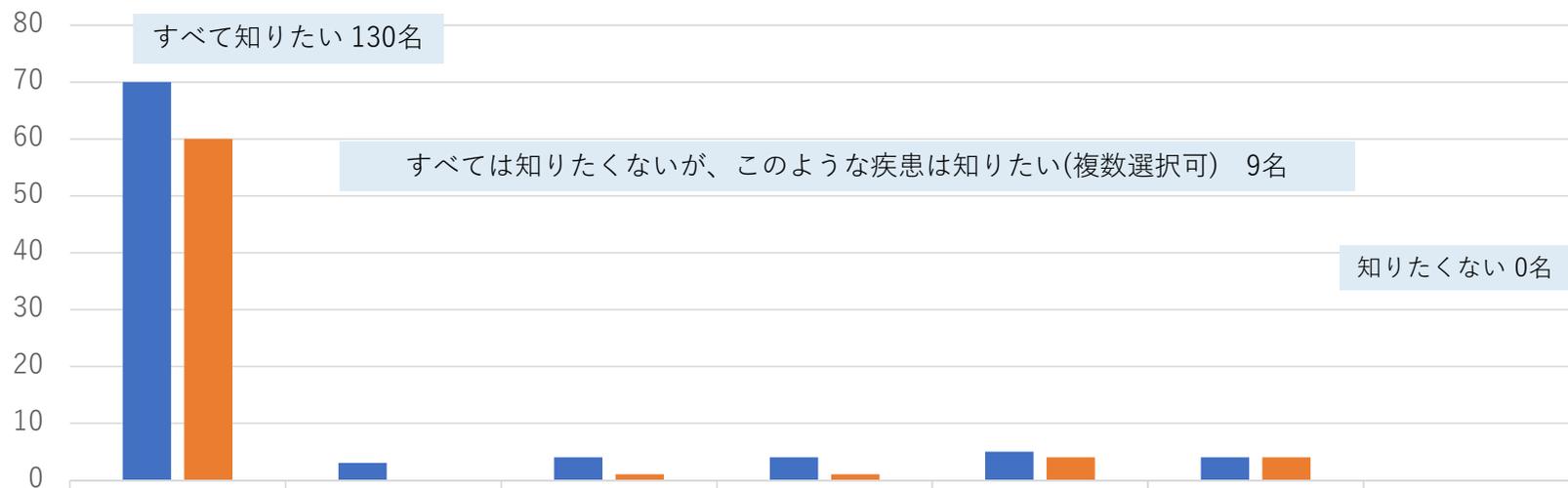
どの程度の検査を希望されますか？

説明と同意書 回収数139 2020年1月～12月回収分



赤ちゃんの情報をどこまで知りたいですか

説明と同意書 回収数139 2020年1月～12月回収分

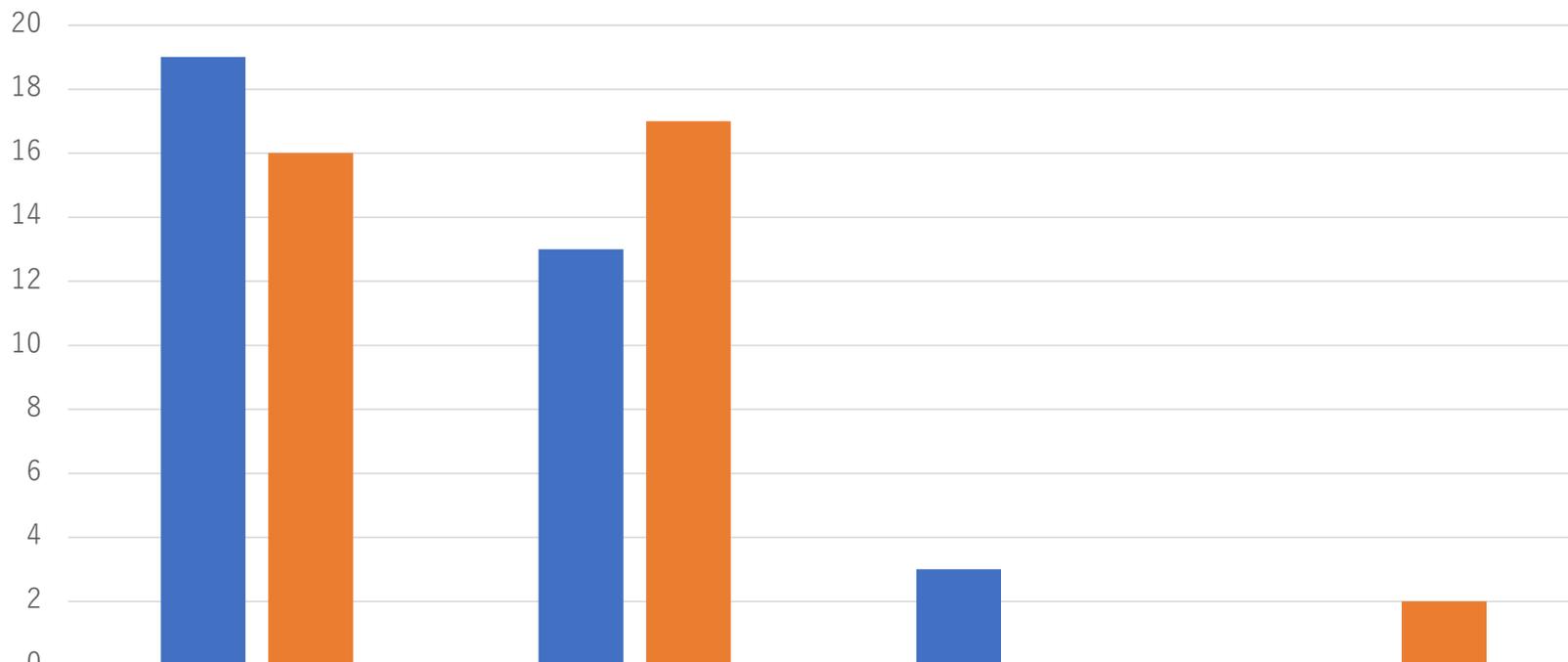


	可能性も含めて すべて知りたい	生後にわかる命 にかかわらない 外表奇形(口唇 裂・内反足など)	妊娠中に問題な く生後に治療等 が必要な異常(尿 路狭窄など)	染色体異常や遺 伝子異常(ダウン 症候群など)	妊娠中、または 生後直ちに治療 することで赤 ちゃんを助ける ことが可能な疾 患(重度の心奇形 など)	救命が難しいと 考えられる疾患 (無脳症など)	赤ちゃんの異常 についての情報 は一切知らせて ほしくない※
■精密検査を受けた人 75名	70	3	4	4	5	4	0
■通常超音波のみの人 64名	60	0	1	1	4	4	0

※出生直後に治療が必要な疾患が疑われ青葉病院での対応が難しい場合、赤ちゃんの生死にかかわる疾患は伝える。

説明資料についてどう感じましたか(複数選択可)

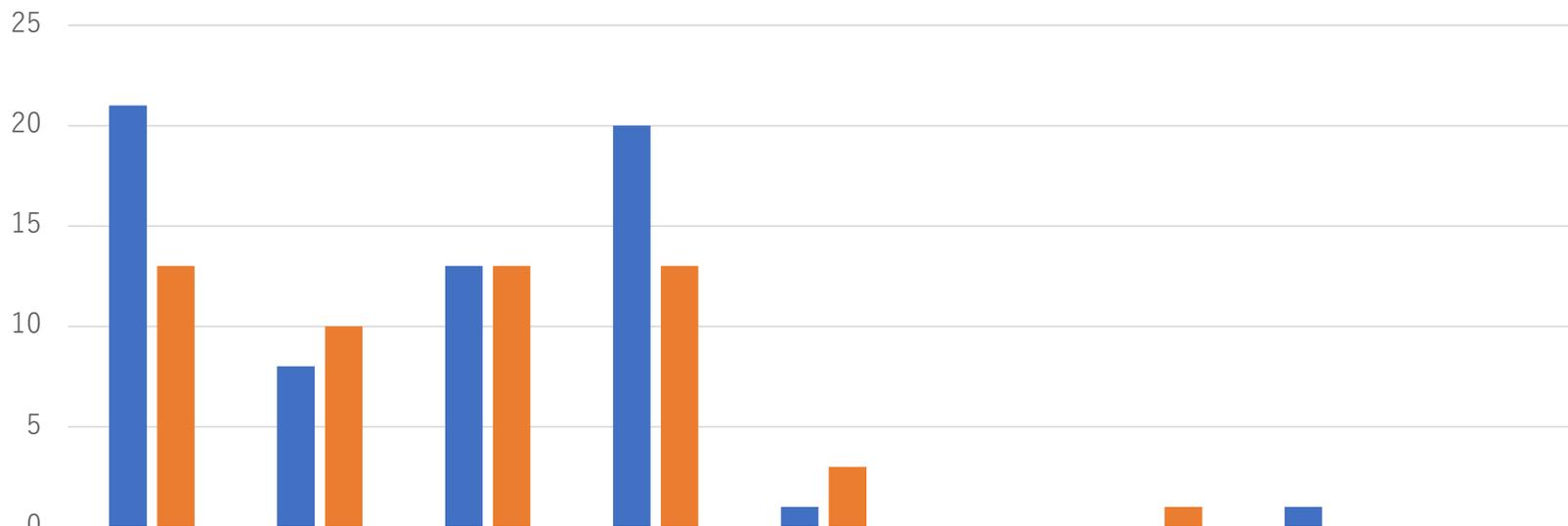
説明を受けた人へのアンケート 回収数50



■ 精密検査を受けた人 26名	19	13	3	0
■ 通常超音波のみの人 24名	16	17	0	2

産科超音波の説明があったことをどう感じましたか (複数選択可)

説明を受けた人へのアンケート 回収数50

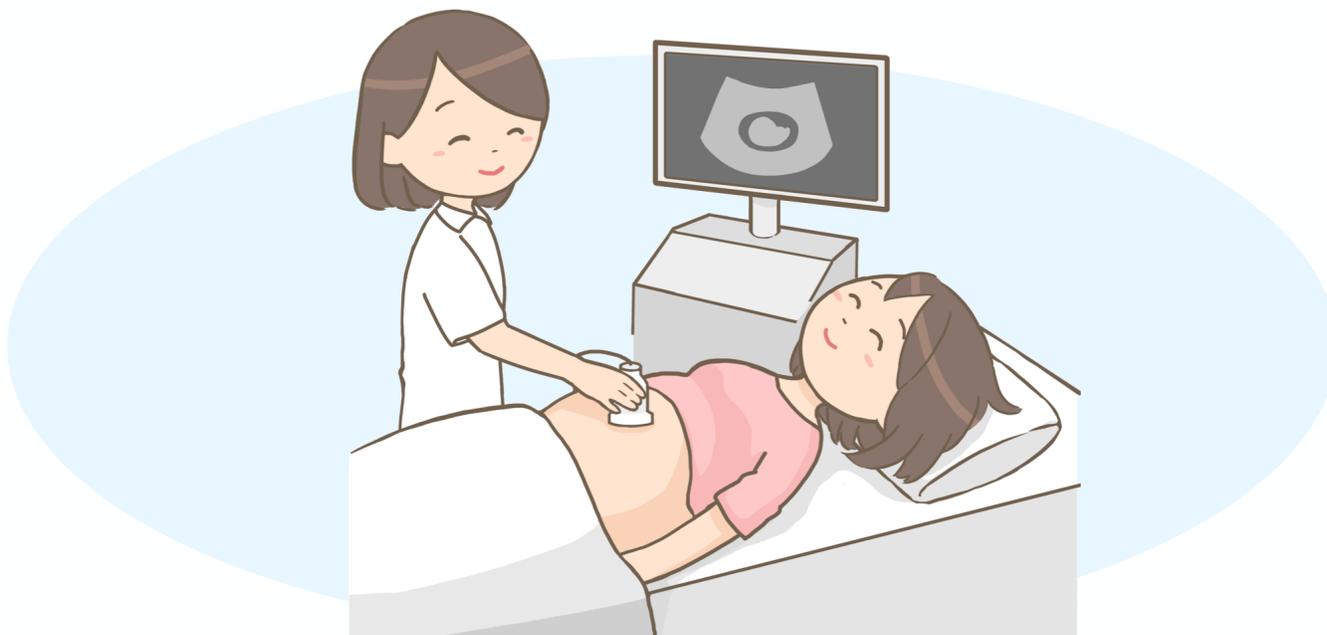


	検査の目的や限界を知った上で検査を受けることができた	検査、医療行為にはきちんとした説明があるべきだと思う	検査や告知の程度について、自分たちの思いで決めることができた	説明を聞いて安心した	説明を聞いて不安になった	妊娠の嬉しい気持ちがそがれた	説明に時間がかかった	出生前診断をすすめられているように感じた	詳しい説明を受けずに妊婦健診を受けたかった
■ 精密検査を受けた人 26名	21	8	13	20	1	0	0	1	0
■ 通常超音波のみの人 24名	13	10	13	13	3	0	1	0	0

まとめ

- 「説明を聞きたくなかった」という人は50名中0名。
- 胎児異常をまったく知りたくない人は139名中0名。
- 「妊娠中の発見で赤ちゃんを助けられる病気」など一部の病気だけを知りたい人が少数いる。
- 説明と同意は好感を持たれていて、安心感が増していた。
自由記述には「良くない結果が出た時の覚悟が出来た」「夫婦で話し合った」などの記述があり、夫婦がお腹の子どもとしっかり向き合いながら同意書を記している様子がうかがわれた。

当院の産科超音波検査について



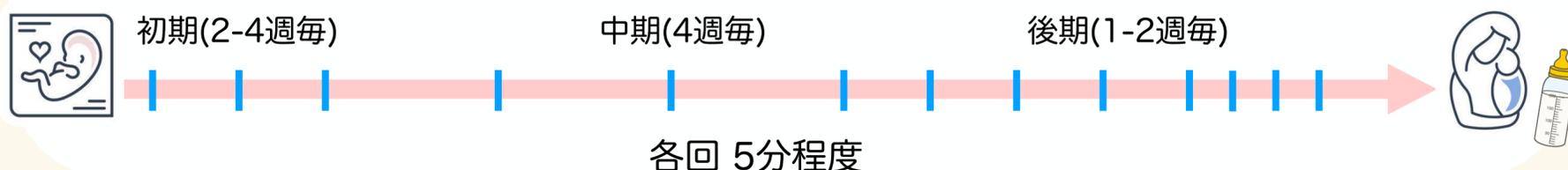
精密検査を受けるかどうかを考えるために

このリーフレットは、青葉病院における妊婦健診で行なう超音波検査に関する情報を提供するものです。妊婦さんご本人やパートナー、ご家族の不安や疑問を軽減し、正しい理解のもとで検査を受ける（あるいは受けない）ことを決めていただくことを目的に作成しました。

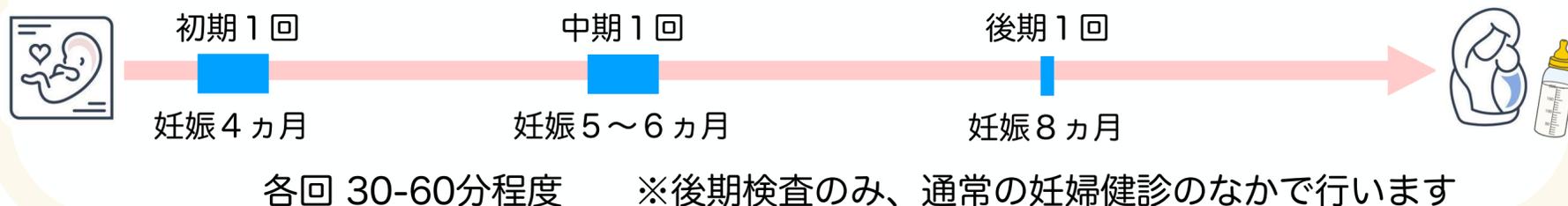
妊娠中の超音波検査には、

「通常超音波検査」と「精密超音波検査」があります。

通常超音波検査：妊婦健診のなかで、全妊婦さんに行ないます



精密超音波検査：妊婦健診に加えて希望者にのみ行ないます



私はどうしてこのリーフレットを渡されたの？

このリーフレットは、年齢や生活環境などにかかわらず、妊婦さん全員にお渡ししています。わたしたちは、決して出生前検査を薦めているわけではありません。わたしたちは「知らない権利」を大事にしており、希望がない限り、むやみに生まれつきの病気を見つけることはしないようにしています。

個々のご家族が、生まれるまえにどこまで知りたいか、あるいは知りたくないかを事前に確認しておくことで、適切な時期に適切な情報をお伝えする目的で、このリーフレットをお渡ししています。

ご不明点は、いつでも産婦人科スタッフにお尋ねください。

～ 当院で提供できる産科超音波検査 ～

超音波検査に、血液検査や血圧、過去の病歴などを加えることで、より正確な母体・胎児評価を行うことができます

全妊婦さんに提供する超音波検査

通常の超音波検査



胎児心拍



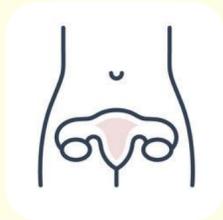
発育



胎児の数



予定日



子宮卵巣



向き

母体合併症のリスク評価

超音波



血圧



体重



血液



妊娠後期に血圧が上がる**妊娠高血圧腎症**になりやすいかどうかを判断します

- ※ 赤ちゃんの病気や異常を見つける検査ではありません
- ※ 偶然、赤ちゃんの病気や異常が見つかることもあります

希望者にのみ提供する胎児精密超音波検査

胎児奇形のスクリーニング



超音波

見つけやすい先天奇形

心臓病・口唇(口蓋)裂
単一臍帯動脈・無脳症
二分脊椎・四肢欠損
腫瘍・胎児貧血 など

時間をかけて、赤ちゃんの様々な部位を観察します。

染色体数異常の可能性評価



超音波



採血

赤ちゃんに、**ダウン症候群・13トリソミー・18トリソミー**がある可能性をお知らせします

- ※ 赤ちゃんの病気や障がいが見つかることがあります
- ※ 追加での検査や治療が必要になることがあります
- ※ 担当医は、胎児評価を行うためのFMF認定ライセンスを保有しています

参考：NIPT（新型出生前検査）とは

母体の血液検査によって、胎児の染色体情報を調べる検査です。ダウン症候群・13トリソミー・18トリソミーの3種類の染色体の数的変化を調べることができます。染色体数異常の可能性が比較的高い時などに、追加検査として提案することがあります。（他院へ紹介となります）

産まれながらに病気をもつ赤ちゃんについて

多くの赤ちゃんは元気に異常なく生まれてきます。しかしながら、中には生まれながらに病気をもつ赤ちゃんがいます。その病気のうち形に異常（奇形）がある場合を先天性形態異常といい、約25人に1人にみられます。現在の医療水準では治療困難なものもありますが、病気の種類によっては胎児期に診断されていると出生後（もしくは胎児期から）にスムーズな治療を開始でき、その子にとってより良い結果が期待できる病気もあります。

胎児精密超音波検査を受けるかどうか考えるにあたって

胎児精密超音波検査では、細かく赤ちゃんの評価を行うため、通常超音波検査よりも、胎児期や生後に治療が必要な病気を見つけることができます。先天性形態異常の種類はとて多く、重症なものから医学的には問題のない（個性の範囲）軽微なものまで程度も様々です。異常が見つかった場合や、異常の”可能性”がわかった場合には、ご両親に様々な不安や葛藤が生ずることが知られています。そのため、胎児精密超音波検査は、全員が受ける検査ではなく、検査の特性をご理解・ご了承いただいた上でご希望がある時に行います。胎児異常によってみつけやすい時期が異なるため、妊娠初期・中期・後期に、評価の時期を設定しています。妊娠初期の検査は13週6日までに行うため、受けるかどうか迷っている方は、妊娠11週頃までに、外来担当医にご相談ください。

胎児精密超音波検査を受けないことにしたらどうなるの？

精密超音波検査を受けるかどうかは、全くの自由です。受けないことを決めた場合でも、妊娠週数に応じて、1~4週毎に妊婦健診を行います。通常の超音波検査でわかる情報（羊水量・胎盤位置・赤ちゃんの向き・胎児発育の程度など）に関しては、特別に申し出がない限り、それらの異常を発見した場合お知らせいたします。

通常検査でも偶然、赤ちゃんの形態異常（疑いを含む）が発見されることがあります。検査を受けない場合でもどこまでの情報を知りたいのか、あらかじめご希望を伺います。

※異常について知らせて欲しくないという場合でも、出生直後に治療が必要な疾患が疑われた場合や、当院での対応が難しくなるような場合にはお伝えさせていただきます。

考え・希望が変わったときは？

どこまで検査を受けるか、どこまでの情報提供を望むかについては、別途同意書への記載をお願いしています。同意書を提出した後、それを修正したい場合は、いつでも直接、医師またはその他外来スタッフにお伝えください。

遺伝カウンセリングとは？

出生前検査を受けるかどうか迷う時や、赤ちゃんに異常が見つかった時に、専門の医師やカウンセラー（臨床遺伝専門医。認定遺伝カウンセラー）の診察を受けることができます。新型出生前診断（NIPT）を希望する場合は、全員受けることになっています。

その場合、千葉大学、またはご希望の認可施設へ紹介となります。

◎胎児精密超音波検査のながれ



◎検査の限界について

超音波検査は、形を見て判断する検査です。血液検査などを追加することで、検査精度をあげることができますが、形の異常が明らかでない病気（ADHDや統合失調症、脳性麻痺など）を見つけるのは 困難です。また、染色体異常や遺伝子異常は、超音波検査のみで診断を確定することはできません。検査後に生じる病気（脳出血など）も見つけることができません。形態異常に関しても100%わかるものではありません。

◎結果の説明について

通常超音波検査、または胎児精密超音波検査（希望する場合のみ）で得られた赤ちゃんの情報について、知りうる情報を全て知りたいのか、限定的に知りたいのか、一切知らせて欲しくないのかなどのご希望を、検査前に伺います。結果の説明については、その御意志に沿って対応いたします。パートナーと一緒に聞きたい、まずは自分で聞きたい、などの希望があれば、遠慮なくお伝えください。

胎児異常が見つかった場合のその後について

胎児の状態に応じて、追加検査（絨毛検査・羊水検査・NIPTなど）や治療が必要となる場合があります。治療法や時期・場所も異なり、大学病院やこども病院などに紹介となることもあります。

ご両親の気持ちが不安定になることもあり、当院精神科リエゾン看護師や助産師によるサポートを受けることができます。

同じ経験をしたご家族と繋がりたい場合には、NPO法人親子の未来を支える会の協力のもと、ピアサポートを受けることもできます。その他患者家族会への紹介なども行います。



妊娠中の超音波検査に関する説明書

ID番号： 9983262

患者氏名： てすと 患者

1. 説明する医療行為の種類

妊娠中に行う、各種超音波検査：①通常の超音波検査 ②妊娠高血圧腎症発症リスク評価 ③精密超音波検査

次の2点を確認します。 1. それぞれの検査を受けるかどうか 2. どの程度詳細な結果説明を希望するか

2. 1. で示した検査の目的と検査対象者、内容、検査時期

<全妊婦さんを対象とする検査>

- ① 通常の超音波検査 : 胎児の発育、心音、胎盤、羊水量の確認(検査時間:5分程度)
※胎児異常を見つけることは目的にしていません。
※希望に応じて、時間内で胎児評価を行うことも出来ます。
- ② 妊娠高血圧腎症発症リスク評価 : 血液検査(10-12週)と超音波検査(11週4日-13週6日)が必要

<希望者のみを対象とする検査>精密胎児超音波検査 (検査時間:45分程度)

- ③-1 胎児の形態学的精査、先天疾患の精査をするもの
1回目:12週0日-13週6日、2回目:19-21週頃
※赤ちゃんに対して最適な分娩方法や分娩場所を選んだり、胎児治療につなげることができます。
- ③-2 胎児染色体異常の可能性を評価するもの
血液検査(10週0日-13週6日)と超音波検査(12週0日-13週6日)が必要
※より精度の高い検査(新型出生前検査(NIPT)、絨毛検査、羊水検査)を受けるかどうかの参考にすることができます。

3. 1. で示した医療行為の限界、予想される事象、危険性

- すべての合併症、異常を検出することは不可能です。
- 胎児の異常を指摘され、精神的に不安が生じた時には当院助産師や、精神科のリエゾンチームによるサポートを受けることができます。
- 異常によっては、本検査では確定診断ができず、可能性をお伝えするだけのものもあります。
また、生命予後や神経学的予後(発達予後)が予想できない場合もあります。
- 発生した事象、危険性に対し医療行為や治療、追加検査が必要になった時は、必要な費用は患者様の負担になります。

4. 1. に示した医療行為に代わる方法の有無 : 新型出生前検査(NIPT)、絨毛検査、羊水検査

5. 医療行為を実施しなかった時に予想される結果

- 通常の超音波検査を受けなかった場合、胎児の発育や胎盤位置を観察できず、病院で提供する標準的な、安全なマタニティケアを提供できません。
- 妊娠高血圧腎症発症リスク評価検査を受けなかった場合、通常の妊婦健診の中で、妊娠高血圧腎症の早期発見に努めます。
- 精密超音波検査を希望しない場合でも、通常の妊婦健診の中で胎児の異常が発見されることがあります。
妊娠中、または出生直後に医療行為が必要と考えられる場合は、検査を希望されなかった方に対しても検査結果を説明します。

6. 別紙説明書の有無 : 有り 後方の説明文書、別冊「当院の産科超音波検査について」参照

私は上記事項について口頭及び文書にて説明し、この説明書をお渡ししました。

説明日

千葉市立青葉病院
産婦人科

担当医

林 伸彦

署名

病院側同席者

署名

私は上記事項について口頭及び文書にて説明を受け、この説明書を受け取りました。

受領日

年

月

日

患者氏名:

(自筆署名もしくは記名押印)

配偶者氏名(パートナー氏名):

(自筆署名もしくは記名押印)

(病院保管用)

妊娠中の超音波検査に関する説明書

ID番号： 9983262

患者氏名： てすと 患者

1. 説明する医療行為の種類

妊娠中に行う、各種超音波検査：①通常の超音波検査 ②妊娠高血圧腎症発症リスク評価 ③精密超音波検査

次の2点を確認します。 1. それぞれの検査を受けるかどうか 2. どの程度詳細な結果説明を希望するか

2. 1. で示した検査の目的と検査対象者、内容、検査時期

<全妊婦さんを対象とする検査>

- ① 通常の超音波検査 : 胎児の発育、心音、胎盤、羊水量の確認 (検査時間：5分程度)
※胎児異常を見つけることは目的にしていません。
※希望に応じて、時間内で胎児評価を行うことも出来ます。
- ② 妊娠高血圧腎症発症リスク評価 : 血液検査 (10-12週) と超音波検査 (11週4日-13週6日) が必要

<希望者のみを対象とする検査>精密胎児超音波検査 (検査時間：45分程度)

- ③-1 胎児の形態学的精査、先天疾患の精査をするもの
1回目：12週0日-13週6日、2回目：19-21週頃
※赤ちゃんに対して最適な分娩方法や分娩場所を選んだり、胎児治療につなげることができます。
- ③-2 胎児染色体異常の可能性を評価するもの
血液検査 (10週0日-13週6日) と超音波検査 (12週0日-13週6日) が必要
※より精度の高い検査 (新型出生前検査 (NIPT)、絨毛検査、羊水検査) を受けるかどうかの参考にすることができます。

3. 1. で示した医療行為の限界、予想される事象、危険性

- すべての合併症、異常を検出することは不可能です。
- 胎児の異常を指摘され、精神的に不安が生じた時には当院助産師や、精神科のリエゾンチームによるサポートを受けることができます。
- 異常によっては、本検査では確定診断ができず、可能性をお伝えするだけのものもあります。
また、生命予後や神経学的予後 (発達予後) が予想できない場合もあります。
- 発生した事象、危険性に対し医療行為や治療、追加検査が必要になった時は、必要な費用は患者様の負担になります。

4. 1. に示した医療行為に代わる方法の有無 : 新型出生前検査 (NIPT)、絨毛検査、羊水検査

5. 医療行為を実施しなかった時に予想される結果

- 通常の超音波検査を受けなかった場合、胎児の発育や胎盤位置を観察できず、病院で提供する標準的な、安全なマタニティケアを提供できません。
- 妊娠高血圧腎症発症リスク評価検査を受けなかった場合、通常の妊婦健診の中で、妊娠高血圧腎症の早期発見に努めます。
- 精密超音波検査を希望しない場合でも、通常の妊婦健診の中で胎児の異常が発見されることがあります。
妊娠中、または出生直後に医療行為が必要と考えられる場合は、検査を希望されなかった方に対しても検査結果を説明します。

6. 別紙説明書の有無 : 有り 後方の説明文書、別冊「当院の産科超音波検査について」参照

私は上記事項について口頭及び文書にて説明し、この説明書をお渡ししました。

説明日

千葉市立青葉病院
産婦人科

担当医

林 伸彦

署名

病院側同席者

署名

私は上記事項について口頭及び文書にて説明を受け、この説明書を受け取りました。

受領日

年

月

日

患者氏名：

配偶者氏名 (パートナー氏名)：

(自筆署名もしくは記名押印)

(自筆署名もしくは記名押印)

(患者保管用)

同意書

ID番号： 9983262

患者氏名： てすと 患者

1. 私がこれから受ける医療行為（下記）について

妊娠中に行う、各種超音波検査

(①通常の超音波検査 ②妊娠高血圧腎症発症リスク評価 ③精密超音波検査の特徴や違いについて)

2. 1. で示した検査の目的と検査対象者、内容、検査時期

全妊婦さんを対象とする検査 : ① 通常の超音波検査 ② 妊娠高血圧腎症発症リスク評価

希望者のみを対象とする検査 : ③-1 胎児の形態学的精査、先天疾患の精査をするもの

③-2 胎児染色体異常の可能性評価を評価するもの

3. 1. で示した医療行為の限界、予想される事象、危険性

4. 1. に示した医療行為に代わる方法の有無

5. 医療行為を実施しなかった場合に予想される結果

6. 別紙説明書：後方の説明文書、別冊「当院の産科超音波検査について」の内容

7. 最終的な決定権は私にあること、たとえ同意をしなかった場合でも私が不利益を被ることがないこと

私は上記の各項目について担当医（ 林 伸彦 ）より口頭及び文書（説明書、別冊）にて十分な説明を受け、疑問点などを質問する機会があり、説明内容を十分に理解出来ました。また希望を述べる機会も得られました。

その結果下記の2項目について、私の希望を伝えます。

1. どの程度の検査を希望されますか（全妊婦を対象とする検査は原則行います）

③-1 精密超音波検査 : 胎児の形態学的精査、先天疾患の精査をするもの

③-2 精密超音波検査 : 胎児染色体異常の可能性を評価するもの

通常超音波検査の中で、わかる限りの胎児異常検査を希望します

通常超音波検査の中で、胎児異常の発見を希望しません

*③-2を希望する方は、③-1も同時に受けて頂きます。

(染色体異常の可能性を評価するためには胎児の形態学的評価が必要なため)

2. 超音波検査（通常の超音波検査を含む）で得られた赤ちゃんの情報について

赤ちゃんについて、可能性も含め、すべて知らせてほしい

赤ちゃんの異常について、以下がある、または疑われる場合に、知らせてほしい（複数選択可）

生後にわかる、命にかかわらない外表奇形（例：口唇裂、内反足など）

妊娠中には問題がなく、生後に治療や経過観察が必要な異常（例：尿路狭窄など）

染色体異常や遺伝子異常（例：ダウン症候群など）

妊娠中、または生後直ちに治療することで赤ちゃんを助けることが可能な疾患（例：重度の心奇形など）

救命が難しいと考えられる疾患（例：無脳症など）

その他、家族性などで特別情報提供してほしい疾患（)

赤ちゃんの異常についての情報は一切知らせてほしくない。（※出生直後に治療が必要な疾患が疑われた場合などで当院での対応が難しくなるような場合や、赤ちゃんの生死にかかわる疾患が疑われた場合にはお伝えさせていただくことをご理解・ご了承ください。）

(該当する項目の口にチェックをしてください)

(宛先) 千葉市立青葉病院長

提出日： 年 月 日

患者氏名：

配偶者氏名(パートナー氏名)：

(自筆署名もしくは記名押印)

(自筆署名もしくは記名押印)

(病院保管用)

同意書

ID番号： 9983262

患者氏名： てすと 患者

1. 私がこれから受ける医療行為（下記）について

妊娠中に行う、各種超音波検査

(①通常の超音波検査 ②妊娠高血圧腎症発症リスク評価 ③精密超音波検査の特徴や違いについて)

2. 1. で示した検査の目的と検査対象者、内容、検査時期

全妊婦さんを対象とする検査 : ① 通常の超音波検査 ② 妊娠高血圧腎症発症リスク評価

希望者のみを対象とする検査 : ③-1 胎児の形態学的精査、先天疾患の精査をするもの

③-2 胎児染色体異常の可能性評価を評価するもの

3. 1. で示した医療行為の限界、予想される事象、危険性

4. 1. に示した医療行為に代わる方法の有無

5. 医療行為を実施しなかった場合に予想される結果

6. 別紙説明書：後方の説明文書、別冊「当院の産科超音波検査について」の内容

7. 最終的な決定権は私にあること、たとえ同意をしなかった場合でも私が不利益を被ることがないこと

私は上記の各項目について担当医（ 林 伸彦 ）より口頭及び文書（説明書、別冊）にて十分な説明を受け、疑問点などを質問する機会があり、説明内容を十分に理解出来ました。また希望を述べる機会も得られました。その結果下記の2項目について、私の希望を伝えます。

1. どの程度の検査を希望されますか（全妊婦を対象とする検査は原則行います）

③-1 精密超音波検査 : 胎児の形態学的精査、先天疾患の精査をするもの

③-2 精密超音波検査 : 胎児染色体異常の可能性を評価するもの

通常超音波検査の中で、わかる限りの胎児異常検査を希望します

通常超音波検査の中で、胎児異常の発見を希望しません

*③-2を希望する方は、③-1も同時に受けて頂きます。

(染色体異常の可能性を評価するためには胎児の形態学的評価が必要なため)

2. 超音波検査（通常の超音波検査を含む）で得られた赤ちゃんの情報について

赤ちゃんについて、可能性も含め、すべて知らせてほしい

赤ちゃんの異常について、以下がある、または疑われる場合に、知らせてほしい（複数選択可）

生後にわかる、命にかかわらない外表奇形（例：口唇裂、内反足など）

妊娠中には問題がなく、生後に治療や経過観察が必要な異常（例：尿路狭窄など）

染色体異常や遺伝子異常（例：ダウン症候群など）

妊娠中、または生後直ちに治療することで赤ちゃんを助けることが可能な疾患（例：重度の心奇形など）

救命が難しいと考えられる疾患（例：無脳症など）

その他、家族性などで特別情報提供してほしい疾患()

赤ちゃんの異常についての情報は一切知らせてほしくない。(※出生直後に治療が必要な疾患が疑われた場合などで当院での対応が難しくなるような場合や、赤ちゃんの生死にかかわる疾患が疑われた場合にはお伝えさせていただきますことをご理解・ご了承ください。)

(該当する項目の□にチェックをしてください)

(宛先) 千葉市立青葉病院長

提出日： 年 月 日

患者氏名：

配偶者氏名(パートナー氏名)：

(自筆署名もしくは記名押印)

(自筆署名もしくは記名押印)

(患者保管用)

妊娠中の超音波検査について

妊婦健診時に行う超音波検査には、通常の妊婦健診で行う「通常超音波検査」と、「妊娠高血圧腎症発症リスク評価」と希望者に行う「胎児精密超音波検査」があります。それぞれの意味や特徴について説明します。

1. 通常超音波検査（妊婦健診中での超音波検査）

・この検査は、5分程度の検査時間のため、赤ちゃんの異常を見つけるものではなく、赤ちゃんの心臓がうごいているかどうか、多胎かどうか、発育の状態、胎位（頭が下なのか、逆子なのか）、胎盤の位置、羊水の量、お母さんの子宮や卵巣に異常がないか、などの確認を行います。推定児体重を計測するときもあります。必ずしも毎回必要な検査ではありません。また、通常検査でも偶然、赤ちゃんの形態異常（疑いを含む）が発見されることがあります。

2. 妊娠高血圧腎症発症リスク評価

・妊娠高血圧腎症を発症する可能性を計算することができます。妊娠高血圧腎症は、だれにでも起こりうる妊娠合併症で、高血圧や浮腫を特徴とする症候群です。発症した場合の治療は、妊娠の終了（分娩）です。妊娠高血圧腎症の発症リスクが高いとわかった場合、妊娠初期からアスピリンを内服することで、発症予防できることが知られています。
・検査時期：妊娠10-12週に血液検査、妊娠11週4日-13週6日超音波検査が必要です。

3. 胎児精密超音波検査

・胎児に形の異常（口唇口蓋裂や二分脊椎など）や、成長発達の問題（心不全、貧血、成長障害など）がないかどうかを調べます。ダウン症候群などの染色体異常の“可能性”も、ご希望があれば伝えることができます。通常超音波検査よりも時間をかけて細かく赤ちゃんの評価を行うため、胎児期や生後に治療が必要な病気を見つけることができます。先天性形態異常の種類はとも多く、重症なものから医学的には問題のない（個性の範囲）軽微なものまで程度も様々です。軽微な異常が見つかった場合や、異常の“可能性”がわかった場合には、ご両親に様々な不安や葛藤が生ずることが知られています。

胎児精密超音波検査は、全員が受ける検査ではなく、検査の特性をご理解・ご了承頂いた上でご希望がある方に行います。

・検査時期

③-1 胎児の形態学的精査、先天疾患の精査：妊娠初期（妊娠12週0日-13週6日）
妊娠中期（妊娠19週-21週頃）

※ 希望者は初期と中期の検査を両方受けることをおすすめします。

③-2 胎児染色体異常の可能性評価：妊娠初期（妊娠11週4日-13週6日）

※ ③-2希望者は③-1を同時に受ける必要があります。

（染色体異常の可能性を評価するためには胎児の形態学的評価が必要なため）

曜日・時間：火曜日午後 1人30-60分

※ 赤ちゃんの向きによっては診察時間が伸びることがあります。

※ 状況によっては、1週間後に再診となることがあります。

※胎児精密超音波検査を希望される場合は、予約が必要となります。

4. 生まれながらに病気をもつ赤ちゃんについて

・多くの赤ちゃんは元気に異常なく生まれてきます。しかしながら、中には生まれながらに病気を持つ赤ちゃんがいます。その病気のうち形に異常（奇形）がある場合を先天性形態異常といい、約25人に1人にみられます。現在の医療水準では治療困難なものもありますが、病気の種類によっては胎児期に診断されていると出生後（もしくは胎児期から）にスムーズな治療を開始でき、その子にとってより良い結果が期待できる病気もあります。

5. 妊娠による胎児の変化

・子宮や胎児は妊娠期間を通じ変化していきます。妊娠初期にわからなかったものが妊娠中期や後期になるとわかってくることがあります。したがって、適切な時期に検査を行い判断する必要があります。

6. 検査の限界

・超音波検査は形をみて判断する検査です。そのため、形の異常が明らかでない病気（発達障害や統合失調症、脳性麻痺など）を見つけるのは困難です。例えば、染色体の数異常によるもの（ダウン症など）は、超音波検査のみで診断を確定することはできません。また、遺伝子異常の病気（血友病や筋ジストロフィーなど）は形態異常を示さないため、超音波検査では見つけることができません。検査後に生じる病気（脳出血など）も見つけることができません。形態異常に関しても100%わかるものではありません。

また、異常を早期に発見しても生命を助けられない疾患もあります。

超音波検査結果のおしらせについて

1. 胎児形態異常以外の結果について

超音波検査結果の情報の一部（羊水量、胎盤位置、胎位、胎児発育の程度など）に関しては、特別に申し出がない限り、それらの異常を発見した場合、お知らせいたします。

2. 「知る権利」と「知らない権利」

出生前にご両親が「赤ちゃんに関する形態異常や染色体異常を示唆する形態異常の存在を知った場合、ご両親に様々な葛藤が生ずることが知られています。ご両親には、胎児に関して「知る権利」とともに、「知らない権利」があるとされています。

私どもはできるだけご両親のご意向に沿って検査結果を説明したいと考えています。そのため、ご両親には検査を行う前に、まず、知りうる赤ちゃんの情報をすべて知りたいのか、限定的に知りたいのか、逆に一切知らせてほしくないのかなど、ご夫婦で十分ご相談いただき、お考えを示していただくことが必要です。

情報提供についてはその御意思に沿って対応させていただきます。

なお、本用紙を提出した後で、それを修正したい場合はいつでも直接、医師またはその他外来スタッフにお伝えください。

3. 胎児異常が見つかった場合のその後について

胎児の状態に応じて、追加で精密検査が必要になる場合があります。また、治療の方法や時期・場所も異なります。状況によっては大学病院やこども病院など、他院に紹介となることをご了承ください。

4. 妊娠高血圧腎症発症リスクが高い場合のその後について

妊娠16週より前から、妊娠36週まで、毎日アスピリンを内服することで、妊娠高血圧腎症の発症リスクを下げるができることが知られています。日本国内では保険適応外のため、自費での処方（妊娠期間を通じてアスピリン 1500円程度）となります。詳細は別紙 『「妊娠高血圧腎症の発症予防のためのアスピリン使用」のご説明』 をご参照ください。